

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律について

## 1 経緯

本法は議員立法であり、先の通常国会において委員長提案により厚生労働委員会に提出され、平成18年6月16日に成立した。(6月下旬公布予定)

## 2 法律の趣旨

精神病者を収容する施設というイメージを払拭するため、「精神病院」という用語を「精神科」という診療科名を用いて、「精神科病院」という用語に改め、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化を促すとともに、患者が受診しやすい環境を醸成する。

## 3 法律の概要

(1) 次に掲げる法律において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県立精神科病院」という用語に改める。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ② 覚せい剤取締法第3条第1項第2号
- ③ 精神保健福祉士法第2条
- ④ 沖縄振興特別措置法別表17の項
- ⑤ 障害者自立支援法第89条第4項

(2) 警察官職務執行法において用いられている「精神病患者収容施設」という用語を削除。

(3) 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日。

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律（案）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十九条の七の見出しを「（都道府県立精神科病院）」に改める。

（覚せい剤取締法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項第二号

二 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百二十一号）第二条

三 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表十七の項

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第四項

（警察官職務執行法の一部改正）

二

第三条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「且つ」を「かつ」に、「とりあえず」を「取りあえず」に改め、「精神病患者収容施設」を削り、同項第一号中「でい酔」を「泥酔」に、「虞」を「おそれ」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。